| | | |
|---|---|---|
| 第九条の表相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の項 | 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号） | なお効力を有する廃止前暫定措置法（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）をいう。以下この号及び第三十三条第一項第一号において同じ。） |
| | 地方法人特別税の額の合計額をいう | 旧地方法人特別税（なお効力を有する廃止前暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。以下この号及び第三十三条第一項第一号において同じ。）の額の合計額をいう |
| | 地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した地方法人特別税 | なお効力を有する廃止前暫定措置法の規定を適用して計算した旧地方法人特別税 |

2　改正法附則第三十一条第四項に規定する場合における前項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法施行令第三条及び第五条第二項の規定の適用については、廃止前暫定措置法施行令第三条中「法第十四条第二項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五条第二項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第三十一条第四項の規定により読み替えられた法第十四条第二項」と、廃止前暫定措置法施行令第五条第二項中「法第十四条及び第十六条」とあるのは「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第四項の規定により読み替えられた法第十四条第二項、法第十六条及び平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第四項」とする。

3　改正法附則第三十一条第六項に規定する場合における第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法施行令第二条の規定の適用については、同条中「法第十二条第三項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第六項の規定により読み替えられた法第十二条第三項」とする。

4　改正法附則第三十一条第七項に規定する場合における第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法施行令第三条及び第五条第二項の規定の適用については、廃止前暫定措置法施行令第三条中「法第十四条第二項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五条第二項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第三十一条第八項の規定により読み替えられた法第十四条第二項」と、廃止前暫定措置法施行令第五条第二項中「法第十四条及び第十六条」とあるのは「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第八項の規定により読み替えられた法第十四条第二項、法第十六条及び平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第七項」とする。

5　改正法附則第三十一条第十項に規定する場合における第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法施行令第二条の規定の適用については、同条中「法第十二条第三項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第十項の規定により読み替えられた法第十二条第三項」とする。

6　改正法附則第三十一条第十一項に規定する場合における第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法施行令第三条及び第五条第二項の規定の適用については、廃止前暫定措置法施行令第三条中「法第十四条第二項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五条第二項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第三十一条第十二項の規定により読み替えられた法第十四条第二項」と、廃止前暫定措置法施行令第五条第二項中「法第十四条及び第十六条」とあるのは「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第十二項の規定により読み替えられた法第十四条第二項、法第十六条及び平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第十一項」とする。

（税理士法施行令の一部改正）

**第十七条**　税理士法施行令（昭和二十六年政令第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七百三十四条第五項」を「第七百三十四条第六項」に改める。

（自動車損害賠償保障法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正）

**第十八条**　次に掲げる政令の規定中「第四百四十六条第三項」を「第四百六十三条の十八第三項」に改める。

一　自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第三条第一項第四号

二　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）第二条

（国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正）

**第十九条**　国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第八号中「第二項」を「第三項」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正）

**第二十条**　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第六項の表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項及び第四十八条の六の項及び第二条の四第八項の表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項及び第四十八条の六の項中「第四十六条の三の二第二項」を「第四十六条の四第二項」に改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

**第二十一条**　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出し中「平成二十八年度及び」を削り、同条中「平成二十八年度及び」を削り、「附則第十四条」を「附則第十二条」に改める。

附則第五条の見出し中「以後」を「及び平成三十一年度」に改め、同条中「以後の各年度」を「及び平成三十一年度」に改め、「、当分の間」を削り、「附則第十三条」を「附則第十五条」に、「附則第十一条」を「附則第十二条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（平成三十二年度以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

**第五条の二**　平成三十二年度以後の各年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二条」とあるのは「地方財政法施行令附則第十六条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「地方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎